

中野区分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 8 月

中 野 区

1 計画策定の意義

中野区では、区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、互いに協力し合うことで、ごみを出さないスタイルや事業活動が浸透するとともに、環境に配慮したごみの減量化や効率的な資源化の取組が進んでいる「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」を目指している。

中野区では、一層の資源の有効活用を推進するため、平成 16 年 7 月から一部の地域でプラスチック製容器包装の回収を開始し、平成 20 年 10 月から区内全域で実施している。さらに、令和 6 年 4 月からは区内全域で製品プラスチックの回収を開始した。また、平成 19 年 4 月からは古紙の行政回収を停止し、町会・自治会等の区民団体が実施する集団回収に全面移行した。その後、古着等の回収も広がり、現在、246 団体が集団回収を実施している。

これらの取組を実施してきた結果、着実にごみの量は減少し、資源化の推進も図られているが、その一方、ごみとして排出されるものの中に資源化可能物が含まれている実態もある。

本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)」第 8 条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及びごみの減量を推進し、限りある資源の有効活用と最終処分場の延命化を図ることを目的として、区民、事業者そして行政それぞれの責務と役割を明確化し、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民自らが、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の優先順位を踏まえ、環境への負荷が少ないライフスタイルを積極的に選択することができるよう、ごみ減量・リサイクル推進に関する情報提供や普及・啓発を行う。
- (2) 区民、事業者が積極的に参加することのできるリサイクルシステムを構築し、容器包装廃棄物のリサイクルを推進する。
- (3) 区民、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を認識し、協力してごみ減量・リサイクルの推進に取り組む。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、以下の品目を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。なお、本計画では、容器包装廃棄物の各名称について以下のように名称を統一して使用することとする。

容器包装廃棄物の種類	名称
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器　：（無色のガラス製容器）	無色びん
：（茶色のガラス製容器）	茶色びん
：（その他のガラス製容器）	その他色びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装（ポリエチレンテレフタレート（PET） 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのものを除く。）	プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
容器包装廃棄物	20,600 t	20,115 t	19,657 t	19,214 t	18,794 t
製品プラスチック	1,213 t	1,187 t	1,160 t	1,135 t	1,111 t

6 容器包装廃棄物等の排出抑制のための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

すぐにごみとなる容器包装物は、作らない、買わない、使わない、という発生抑制を第一とし、その上でなお排出される資源となるものについては、回収し再生利用するという流れに沿ったごみの減量・リサイクルの徹底に、区民・事業者・区が協力して取り組まなければならない。容器包装廃棄物等の発生・排出抑制のために以下の施策を実施する。

（1）区民を対象とした普及・啓発活動等の推進

マイバック持参など、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の中でも発生抑制を優先する取り組みを働きかけるため、環境学習支援・ごみ減量出前講座を実施する。特に、令和 6 年 4 月に開始した資源プラスチックの分別を周知徹底するとともに、ワンウェイプラスチックの削減などを啓発していく。また、区報・区ホームページ・ごみ分別アプリ・情報誌など、年代やライフスタイルに即した媒体を活用し、ごみ減量・リサイクル推進を呼びかけていく。

（2）集団回収に対する支援

集団回収を、区民の環境に対するモラル向上に大いに役立つ取り組みと位置づけ、区民がより積極的に取り組んでいけるよう、実践団体に対する報奨金や標識旗の支給、回収事業者に対する補助金、制度の PR、協力しての持ち去りパトロール実施など、引き続き支援していく。

（3）事業者への働きかけ

事業者は、事業活動に伴うごみの発生・排出抑制、分別排出に努めるとともに、製品の適正な処分・リサイクルについての一定の責任を果たす必要がある。

事業者向けのごみ処理ガイド（リーフレット）を作成、小規模事業所等に配布し、環境に配慮したごみの発生が少ない事業活動の推進を促すとともに、自主的リサイクルルート の確立など資源の有効利用について理解と協力を求めている。また、製品等については、過剰包装の抑制、ごみになりにくい製品の開発などを働きかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類を下表左欄のように、また収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装等の種類	収集に係る分別の区分
スチール缶	缶
アルミ缶	
無色びん	びん
茶色びん	
その他色びん	
紙パック	紙パック
段ボール	段ボール
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	資源プラスチック
製品プラスチック	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

各年度における分別収集対象品目の回収量の見込みは次のとおりである。

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
スチール缶	(合計) 251 t		(合計) 233 t		(合計) 217 t		(合計) 202 t		(合計) 187 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	251 t	0 t	233 t	0 t	217 t	0 t	202 t	0 t	187 t
アルミ缶	(合計) 630 t		(合計) 608 t		(合計) 587 t		(合計) 566 t		(合計) 547 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	630 t	0 t	608 t	0 t	587 t	0 t	566 t	0 t	547 t
無色びん	(合計) 765 t		(合計) 723 t		(合計) 683 t		(合計) 645 t		(合計) 609 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	765 t	0 t	723 t	0 t	683 t	0 t	645 t	0 t	609 t
茶びん	(合計) 548 t		(合計) 520 t		(合計) 493 t		(合計) 469 t		(合計) 445 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	452 t	96 t	426 t	94 t	402 t	91 t	380 t	89 t	358 t	87 t
その他色びん	(合計) 1,091 t		(合計) 1,031 t		(合計) 973 t		(合計) 920 t		(合計) 868 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	1,062 t	29 t	1,002 t	29 t	945 t	28 t	892 t	28 t	841 t	27 t
紙パック	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t
段ボール	(合計) 4,670 t		(合計) 4,592 t		(合計) 4,516 t		(合計) 4,441 t		(合計) 4,367 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	4,670 t	0 t	4,592 t	0 t	4,516 t	0 t	4,441 t	0 t	4,367 t
ペットボトル	(合計) 1,576 t		(合計) 1,642 t		(合計) 1,711 t		(合計) 1,783 t		(合計) 1,859 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	1,489 t	87 t	1,557 t	85 t	1,628 t	83 t	1,702 t	81 t	1,780 t	79 t
プラスチック製 容器包装	(合計) 1,957 t		(合計) 1,923 t		(合計) 1,889 t		(合計) 1,855 t		(合計) 1,822 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	1,957 t	0 t	1,923 t	0 t	1,889 t	0 t	1,855 t	0 t	1,822 t	0 t
製品プラスチック	(合計) 278 t		(合計) 279 t		(合計) 279 t		(合計) 280 t		(合計) 280 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	278 t	0 t	279 t	0 t	279 t	0 t	280 t	0 t	280 t	0 t
合計	11,768 t		11,553 t		11,350 t		11,163 t		10,986 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

$$\begin{aligned} & \text{直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \\ & \times \text{直近5年度のうち令和2年度及び種類毎の特別の事情がある年度を除く} \\ & \text{一人あたり収集量の変動率平均} \end{aligned}$$

※集団回収による「びん」「缶」「紙パック」については、令和12年度まで直近年度（令和6年度）収集実績の横ばいの収集量を見込んだ。

※製品プラスチックについては、令和6年4月から回収を開始したため、年度毎の変動率を算出できない。よって、変動率を加味せずに見込みを算出した。

※人口変動率は、東京都の統計の将来人口推計より1年ごとの人口を推計して算出した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
352,337人 (対前年度比) 100.14%	352,826人 (対前年度比) 100.14%	353,315人 (対前年度比) 100.14%	353,804人 (対前年度比) 100.14%	354,294人 (対前年度比) 100.14%

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で収集量が大幅に増加したため、異常値として捉え、変動率平均算出から除外した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制（区が実施する資源の分別回収・拠点回収のほか、区民団体が取り組む集団回収）を活用して行う。

容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	缶	・区による分別回収 ・町会・自治会等の区民団体による集団回収	民間業者
アルミ缶			
無色びん	びん		
茶色びん			
その他色びん			
紙パック	紙パック	・区による拠点回収 ・町会・自治会等の区民団体による集団回収	
段ボール	段ボール	・町会・自治会等の区民団体による集団回収	
ペットボトル	ペットボトル	・区による分別回収 ・区による拠点回収	
プラスチック製 容器包装	資源プラスチック	・区による分別回収	
製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

民間施設において、選別・圧縮・保管の中間処理を行う。

容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分	収集容器等	中間処理
スチール缶	缶	プラスチック コンテナ	民間施設
アルミ缶			
無色びん	びん		
茶色びん			
その他色びん			
紙パック	紙パック	回収ボックス ひもで縛る	
段ボール	段ボール	ひもで縛る	
ペットボトル	ペットボトル	回収ネット 自動回収機	
プラスチック製 容器包装	資源プラスチック	ごみ容器・袋	
製品プラスチック			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別の区分等にしがって適正に排出されるよう、普及啓発及び情報の提供を図る。
- (2) 区民の自主的な資源回収である集団回収を促進するため、必要な支援を行う。
- (3) ペットボトル回収において、自動回収機を増設し、効率的な回収を促進する。
- (4) 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること、その他一般廃棄物の処理に関する重要な事項について審議するため、区長の附属機関として、区民・事業者・学識経験者で構成される廃棄物減量等推進審議会の設置を条例で制定している。